

## 師輔の夢合わせ

——いかに御股痛くおはしましつらむ——

薦尾和宏

### 一 相似する夢合わせ

仏は常にいませどもうつならぬぞあはれなる

人の音せぬ暁にほのかに夢に見えたまふ

(『梁塵秘抄』二六)

夢は現世と異界を結ぶ回路であった。神仏などの超自然的存在は異界より夢を通じて現世に生きる者と関わりを持ち、そこで自らの意志を示唆・伝達した<sup>(1)</sup>。しかし、夢の話をするのに夢のない話になるが、つまるところ、夢とは現実の記憶の残滓に過ぎない以上、内容が体系だったものであるとは限らない。夢が人智を超える存在による何らかの示唆であると認識されたにしても、その意味するところは少なからず常人の理解を超えるものであった。それ故人々は見た夢が何を意味するのか、様々に解釈を行うことになる。「夢合せ」「夢解き」などと呼ばれる営みである。

撰関家の遠祖藤原師輔(延喜八年(九〇八)〜天徳四年(九六〇))には若かりし日に見た夢にまつわる、夢合わせの逸話が伝わっている。

(藤原師輔ガ) まだいと若くおはしましける時、「夢に、朱雀門の前に、左右の足を西東の大宮にさしやりて、北向きにて内裏を抱きて立てりとなむ見えつる」と仰せられけるを、御前になまさかしき女房のさぶらひけるが、「いかに御股痛くおはしましつらむ」と申したりけるに、御夢違ひて、かく子孫は栄えさせたまへど、撰政・関白えしおはしまさずなりにしなり。また御末に思はずなることのうちまじり、帥殿の御こと(師輔の曾孫に当たる伊周が大宰府に配流されたことを指す・引用者注)なども、かれが違ひたるゆゑにはべりぬ。[いみじき吉相の夢もあしざまにあはせつれば違ふ]と、昔より申し伝へてはべることなり。荒涼して、心知らざらむ人の前に、夢語りな、この聞かせた

まふ人々、しおはしまされそ。

〔大鏡〕師輔

九条流の祖として尊敬を集めた人物にしては威厳に欠けるしまらない話だが、これとよく似た話が他にも残る。こちらで夢を見たのは応天門の変で失脚した大納言伴善男（弘仁二年（八一）？～貞観十年（八六八））である。

これも今は昔、伴大納言善男は佐渡国郡司が従者也。

彼国にて善男、夢に見るやう、西大寺と東大寺とをまげて立たりと見て、妻の女にこのよしを語る。妻のいはく、「そのまたこそ、裂かれんずらめ」と合はするに、善男、おどろきて、「よしなき事を語てけるかな」とおそれ思て、主の郡司が家へ行向ふ所に、郡司、きはめたる相人也けるが、日來はさもせぬに、事の外に饜応して、わらうだとりいで、むかひて、召しのばせければ、善男、あやしみをなして、「我をすかしのぼせて、妻のいひつるやうに、またなど裂かんずるやらん」と恐思程に、郡司がいはく、「汝、やむことなき高相の夢見てけり。それに、よしなき人に語りてけり。かならず、高位にはいたるとも、事いで来て、罪をかぶらんぞ」といふ。然あひだ、善男、縁につきて、京上して、大納言にいたる。されども、猶、罪をかぶる。郡司がことばにたがはず。

〔宇治拾遺物語〕四

人物を異にして類似する逸話が残るのは、異なる人物同

士の人生に重なる部分があったからに他ならない。伴善男について言えば、身分賤しい「佐渡国郡司が従者」<sup>(2)</sup>から身を起こして大納言という頭官に昇り、応天門炎上の罪に問われて失脚した（猶、罪をかぶる）、その破格の昇進と悲惨な末路という著しい対照は、常人の人生にはあり得るものではないため、人智を超越した存在の力が働くと観念された夢が、その合理的説明に利用されたということである。

藤原師輔は摂政藤原忠平の次男として生まれた。娘（安子）を村上天皇の後宮に入れ、兄実頼の娘が皇子をあげないのを後目に、安子は三人の皇子（憲平・守平・為平）に恵まれたため、いづれ天皇の外祖父として撰関に就くことが確実視されていた人物だったが、「撰政・関白えしおはしまさずなりにしなり」とある如く、それは叶わなかった。外的要素は全て整っていたが、人力ではどうにもならない。或る一つのもの―寿命―を、師輔が欠いたためである。師輔は天徳四年（九六〇）、五十三歳で死去したが、外孫の憲平（冷泉天皇）は康保四年（九六七）に即位しており、もし師輔が還暦まで生きながらえたならば、確実に撰関となっていたはずだった<sup>(3)</sup>。享年五十三は天逝という年のほどではないが、師輔の家系はそれなりに長命で、祖父の基経が五十六歳、父の忠平が七十歳、師輔に代わって冷泉の関白となった兄の実頼が七十一歳、子の兼家が六十二歳、

孫の道長が六十二歳、曾孫の頼通が八十三歳、玄孫の師実が六十歳と、歴代当主はほぼ全員、還暦まで存命している<sup>(4)</sup>。このような家系に属しながら、榮華を目前にした年齢での死という巡り合わせを、寿命は人間にいかんともし難いものである故に、やはり人智を超えた力が働く夢と関わらせて説明したということだろう。

## 二「寺」と「股」をめぐって

前節に見た師輔と善男の説話は、構造を同じくする同工異曲と把握され、必ずといってよいほど同・類話として扱われるが<sup>(5)</sup>、稿者は以下、「同」ではなく「異」という観点から両話を考えていきたい。まず善男と師輔の足の位置である。

『宇治拾遺物語』では、善男の足は「西大寺と東大寺」に置かれており、善男の股の下にあるのは平城京になるのだが、本話の同話が『江談抄』『古事談』にも収められ、『江談抄』↓『古事談』↓『宇治拾遺物語』という伝承経路が想定されている<sup>(6)</sup>。すなわち、現存する文献に照らす限り、本話の源流は『江談抄』に存するのだが、古本系の神田本『江談抄』四二では「西大寺と東大寺」が「西ノ大寺ト東ノ大寺」となっている。これに基づけば、二つの寺は西大寺と東大寺を指すとは限らず、善男の生存年代を考慮すれ

ば、むしろ彼が暮らした平安京内の東西の大寺に相当する東寺と西寺と解して然るべきだろう<sup>(7)</sup>。したがって、本稿は『宇治拾遺物語』においても「西の大寺と東の大寺」と、助詞を補読して解するものとする。東寺と西寺の敷地は平安京の最南端である九条大路に接し、その九条大路に面する平安京の正門・羅城門からは大内裏の正門・朱雀門に至る朱雀大路が両寺を隔てる空間の真ん中を貫いている。東寺と西寺に足を置いた善男の股の下には朱雀大路が延び、羅城門を通って都に入る者皆に自らの股の下をくぐらせているのである。

股の下をくぐると言えば、韓信の故事（『史記』淮陰侯列伝など）が著名だが、『江談抄』には次の言談が載る。

有国、名簿を以て惟成に与ふ。惟成驚きて云はく、「藤賢・式太、往日の一双なり。何ぞ敢へて以て此くの如き」と。有国答へて云はく、「一人の跨に入りて、万人の首を超えんと欲す」と。

〔水言鈔〕五ノ類聚本『江談抄』三・三二

名簿の奉呈は家人や門人になる際に行われ、股の下をくぐる行為は右においてその比喩とされるのであるから、「一人の跨に入りて」とは惟成への臣従・師事を意味しよう<sup>(8)</sup>。これに従えば、善男は羅城門より平安京に入る者を皆、臣従させるといふ夢を見たことになり、確かに「やむごとなき高相の夢」とされるに相応しい。ちなみに、この有国は

善男の生まれ変わりとされ、配流先の伊豆に残る善男の肖像と容姿がそっくりだったという伝承（『水言鈔』四八／類聚本『江談抄』三・八）を有する、善男と無縁ではない人物でもある。

さて、師輔は朱雀門を前にして「西東の大宮」、東大宮大路と西大宮大路に足を置くのだが、これは東寺の東側と西寺の西側が面する大路であり、師輔の股のちょうど真下にも朱雀大路が通っていた。内裏を抱く師輔は朱雀大路の北端、善男は朱雀大路の南端という違いはあるが、二人の股の広げ具合に変わりはなかったのである。股の広げ具合が同じでありながら股を広げる場所が異なるのは、両者の足の置き場所に説話が何らかの意味を持たせていることを窺わせる。

「御夢違」つた結果、師輔は「撰政・関白えしおはしまさず」なつたのだから、師輔の夢は本来、撰関に就くことを示唆する吉夢だったと考えられる。天皇の外戚として天皇を擁して撰関に就き、廷臣の頂点に立つことを意味する夢とすれば、「内裏を抱きて立つ」姿が外戚として天皇を手中に収めることを象徴し、朱雀門の前で股を広げるのは、朱雀大路を通して大内裏の正門・朱雀門をくぐる文武百官を従わせることを象徴するだろう。師輔の立ち位置は夢の内容と密接に関わっていたと言つてよい。

一方、善男であるが、人々を臣従させる象徴として朱雀

大路を股の下にするだけであれば、足の置き場が西寺と東寺である必要はなく、「西東の大宮」のどこかに足を置き、朱雀大路を「またげて立」てばよい。また、股の下にする人々が羅城門を通過して平安京に入るところが重要なのであれば、「朱雀門の前に」とあつた師輔と同じく、「羅城門の前に」と明記すれば済むのである。それをあえて説話は「西の大寺と東の大寺」とするのだが、これを「またげて立」つとは、両寺を踏みつけにする振る舞いとも解釈可能である。そのように意義づけた場合、「猶、罪をかぶ」つた善男の最期は、寺を蔑した応報としての仏罰と解する余地が生じるだろう。上述の如く当該話に仏罰を受けた善男という人物像を読みとるのは決して稿者の恣意的な理解ではない。教奇な運命をたどつた善男には、夢合わせの他にも昇進と没落にまつわる異聞が残るのだが、善男の人生を暗転させたのは、次の如く僧侶との因縁であつたとも伝わるのである。

又命せられて云はく、「清和太上天皇、先身僧たり。件の僧、内供奉十禪師を望む。深草天皇（仁明天皇。

清和天皇の祖父（引用者注）、之を補せしめんと欲す。而して善男奏して以て之を停む。件の僧、悪心を発し法花經三千部を読み奉る。願に云はく、千部の功力を以て当生に宜しく帝王たるべし。「千部の功力を以て善男が為に其の妨げを成すべし。残る千部の功力を以て

て当に妄執を蕩かして苦を離れ道を得べし」と。此の僧命終して幾程も無く清和天皇誕生す。童稚の齡有りと雖も、先世の宿縁に依りて事に触れて善男を惡ましむ。善男其の気色を見て修験の僧を語らひ得て如意輪法を修せしむ。仍りて則ち寵臣と成る。然して宿業の答ふる所、事に坐して罪に至る」と云々。

〔水言鈔〕四九ノ類聚本『江談抄』三・五

善男が右少弁であつた承和十三年（八四六）、法隆寺僧善愷が、寺の財物を不法に売却したとして檀越登美直名を訴えた。善男を除く弁官たちはこの訴訟を受理して裁定を下したが、この時、善男はその訴訟手続きの非法を唱え、結果、関与した弁官は全員、更迭される結末を迎えた。清和天皇前身説話の生成には、僧の訴訟を退けた、この一件が影をおとしている可能性が高い。

さらに、より直截的な証左として「寵寿申状案」（『平安遺文』四九〇二）が挙げられる。これによれば、貞観七年（八六五）八月、「大臣諸卿」が太元帥法の法具を移す場所を議した一件を述べた後に、「於レ是有レ人訕レ此尊道一讒ニ于公家」。是才智之不レ広愚癡之至深也。因其輩立レ凶亡レ身。此愚慮甚之所レ為也」と続く。貞観八年八月時点の「大臣諸卿」において、申状案が成立した貞観十九年正月までに「当レ凶亡レ身」という終わり方をしたのは伴善男のみであることから、この「人」とは善男を指すと見て

誤らないだろう<sup>⑩</sup>。このように善男の失脚・死去から間を置くことなく、その最期を仏罰と見做す言説は行われていたのである。

次いで、夢合わせの言葉を見てみたい。善男の妻は股を大きく広げて立つ善男の夢を、「そのまたこそ、裂かれんずらめ」と読み解いた。「裂けんずらめ」ではなく、「裂かれんずらめ」と受身になつている点を看過するわけにはいかない。これでは刑罰としての「車裂 人クルマザキニス」〔類聚名義抄〕九をただちに連想させる表現だからだ<sup>⑩</sup>。車裂の執行は現存する古代日本の文献には見えないうが、漢籍には特に重罪とされる酷刑として執行の例が認められ、『類聚名義抄』にも訓が載せられていることから、実態はともかく机上の知識としては知られていたと思われる。善男は車裂はおろか、死罪にも処されず、伊豆遠流で済んだが、それは死一等を減じた上の処罰だった（『三代実録』貞観八年（八六六）九月二十二日条）。師輔の股の広げ具合も善男のそれと変わらなかつたが、師輔は「御股」の「痛」さを慮られるばかりであり、そこに失笑は生じても股が裂かれる陰惨さはない。

二つの夢合わせは一見、相似形をとるが、話のつくりは同じでも、師輔のそれは仏罰・車裂の連想が回避されており、撰関を襲う九条流の祖たる師輔への配慮がにじむ。同じく不本意な人生の結末を迎えたにせよ、後に子孫が撰関

家という家格を打ち立て廷臣の頂点を占め続けた師輔と、配流の地に果てて一族が没落した善男とは、自ずと扱いが異なつたのである。

### 三 夢合わせが語るもの

前節では、善男と師輔に向けるまなざしの差異を説話に読みとつたが、本節では改めて「なまさかしき女房」の言葉に着目する。左は諸書に見える夢合わせにおいて、夢が解釈される部分を中心に任意に抜き出し、時代を追つて並べたものである。

A 天皇、豊城命・活目尊に勅して曰はく、「汝等二子、慈愛共に斉し。知らず、曷をか嗣とせむといふことを。

各夢みるべし。朕夢を以ちて占へむ」とのたまふ。(中略)則ち天皇相夢したまひ、二子に謂りて曰はく、「兄は則ち一片に東に向けり。東国を治むべし。弟は是悉に四方に臨めり。朕が位を継ぐべし」とのたまふ。(『日本書紀』崇神天皇四十八年正月戊子条)

B 剣大刀身に取り添ふと夢に見つ何の兆そも君に逢はむため(『万葉集』六〇四・笠郎女)

C 夢の答未だ来らず。唯し惟へば、若しは長き命を得むか、若しは高き官位を得むかとおもふ。今より已後、夢に見る答を待ちて、知るのみ。然うして延暦十四年

乙亥の冬十二月の三十日に、景戒伝燈住位を得たり。(『日本霊異記』下・三八)

D むかし、世心つける女、いかで心なさけあらむ男にあひ得てしがなと思へど、いひいでむもたよりなさに、まことならぬ夢がたりをす。子三人を呼びて語りけり。ふたりの子は、なさけなくいらへてやみぬ。三郎なりける子なむ、「よき御男ぞいで来む」とあはするに、この女、けしきいとよし。(『伊勢物語』六三)

E あやしさに、夢合はする人に合はさせはべりしかば、「いとかしこき夢なり。その見えけむ人は、上達部の御子生みて、つひにその子の徳見むものぞ。もし、自然に中絶ゆることやあらむ」となむ合はせし。(『宇津保物語』俊蔭)

F 年ごろ「天照御神を念じたてまつれ」と見ゆる夢は、人の御乳母して、内裏わたりにあり、みかど、後の御かげにかくるべきさまをのみ、夢ときも合はせしかども、そのことは一つかなはでやみぬ。(『更級日記』)

G 夢解に問はせたまひければ、「いみじうよき御夢なり。世の中の、この殿(藤原兼家・引用者注)にうつりて、あの殿(藤原兼通・引用者注)の人の、さながらまるべきが見えたるなり」と申しけるが、当てざらざりしことかは。(『大鏡』兼家)

H 「夢をしかしか見つる、いかなるぞ」とて語り聞かす。

女聞て、「よにいみじき御夢なり。かならず、大臣までなりあがり給べき也。返々目出く御覧じて候。あなかしこあなかしこ、人に語給な」と申ければ…。(『宇治拾遺物語』一六五)

AとHがいずれも夢の内容から来るべき未来を占つていのをまず確認しておきたい。Fは過去の夢合わせの当否を言うのであるが、その夢合わせが占うのは、やはりなされた時点における未来であった<sup>(11)</sup>。

夢を悪く解釈して凶夢に転じた善男の如きは、夢合わせの諸例に稀だが、それでも幾つかが認められる。

昔、一人有り、菟餓に往きて、野中に宿りき。時に二鹿、傍に臥せり。鶏鳴に及らむとして、牡鹿、牝鹿に謂りて曰く、「吾、今夜夢みらく、白霜多に降りて吾が身を覆ふと。是、何の祥ならむ」といふ。牝鹿、答へて曰く、「汝の出行かむときに、必ず人に射られて死なむ。即ち白塩を以ちて其の身に塗ること、霜の素きが如くならむ応なり」といふ。時に宿れる人、心裏に異しふ。未だ味爽に及らざるに、獵人有りて牡鹿を射て殺しつ。(『日本書紀』仁徳天皇三十八年七月条)

牡鹿の見た夢を妻の牝鹿が、狩られて塩漬けになる悪夢だと解釈したところ、その通りに牡鹿が殺されることとなった本話は、牡鹿の夢が本来、何を意味するものであったのか、それは不明であるが、妻によって悪夢とされ、それ

が的中した点において、善男の夢合わせの先蹤と言えるだろう<sup>(12)</sup>。

続いて『今鏡』である。

(源師頼方) 若くおはしける時、夢に採桑老といふ舞をし給ふと見て、語り給へりけるを、物に心得ぬ人の、「宰相にて久しくやおはしまさむ」とあはせたりける、いとあさましく。(中略) まことに宰相にて久しくおはしき。(『今鏡』村上の源氏・夢のかよひ路)

源師頼は左大臣俊房の子息で、正二位大納言を極官としたが、承徳二年(一〇九八)、三十一歳で参議となつて後、大治五年(一一三〇)に中納言に昇るまで、三十年以上、参議に留められたという未曾有の経歴の持ち主だった。「採桑老」の夢が真に何を意味するのか、本話も明らかにしないが、常人離れた師頼の官歴が「宰相老」と取り違えた夢合わせによって説明されたのである。前話の牝鹿の言葉、本話の「物に心得ぬ人」の言葉もやはり未来に関わるものだった。

変わったところでは左のように、一度、なされた夢合わせが的中し、その後、再びその夢が解釈しなおされて、さらに的中するという例もある。

大入道殿(藤原兼家・引用者注)、納言たるの時、夢に合坂の関を過ぎるに、雪降りて関路悉く白しと見しめ給ひて、大いに驚かしめて、雪は凶夢なりと思して、

夢解きを召し、謝はしめんと欲して語らしめ給ふに、夢解き申して云はく、「此の御夢は極めて吉き想なり。慥かに以て恐れ有るべからず。其の故は、人必ず斑牛を進らしむべし」と。即ち人斑牛を進らしむ。夢解き、纏頭に預かるなり。大江匡衡參らしめ、此の由、御物語有り。匡衡大いに驚きて、「纏頭を召し返すべし。合坂の関は関白の関の字なり。雪は白の字なり。必ず関白に至らしむべし」と。大いに感ぜしめ給ふ。其の明年に関白の宣旨を蒙らしめ給ふなり。(類聚本『江談抄』一・三)

これは並みの吉夢が夢合わせによつて最上の吉夢に転ずるといふ、師輔や善男の話の陰画とも言うべき内容だが、当該話も未来を読み解く鍵として夢が扱われているのに変わりはない。

以上、話の展開は様々であるが、どの話においても「夢合せ」「夢解き」とは、あくまでも夢によつて未来を占う行為であったのがわかるだろう<sup>(13)</sup>。それはここに挙げなかつた管見の夢合わせにおいても同様である<sup>(14)</sup>。しかし、「なまさかしき女房」の「いかに御股痛くおはしましつらむ」は「見えつる」夢に対して「つらむ」と推し量るものだった。夢で股を広げていた時はどれほど痛かつたことでしょうかと、女房の言葉は明らかに夢中の師輔に対するものであり、師輔の未来に対する言葉ではないのである。した

がつて、ここまで列挙した夢合わせと「なまさかしき女房」の言葉とが根本的に相違するのは、もはや言を俟たないだろう。「いみじき吉相の夢もあしざまにあはせつれば違ふ」と、女房の言葉を「あしざまにあはせ」た「夢合せ」と語る大宅世継にミスリードされ、前掲の『今鏡』が引用箇所直後に「昔、九条の右の大臣、御夢の、悪しくあはせたりけむやうなる事なり」と続け、夢合わせの失敗という点で師輔と師頼の逸話をひとくりにつえたように感わされてしまうが、「夢合せ」「夢解き」の常識に照らせば、「いかに御股痛くおはしましつらむ」は「夢合せ」「夢解き」の失敗どころか、そもそもが「夢合せ」「夢解き」になつていないのである<sup>(15)</sup>。

「いかに御股痛くおはしましつらむ」と口走つた女房は「なまさかしき」者として設定されている。「さばかりさかしだち」(紫式部日記)と評された清少納言の如く、主筋の貴公子の言葉に、この女房も何か気の利いたことを言おうとしたまでで、「夢合せ」「夢解き」が未来を占うものである以上、自分が師輔の夢合わせをしているという意識はなかつたはずだ。ましてや自分の言葉で吉夢が台無しになるとは思いもしなかつただろう。或いは、「夢合せ」「夢解き」が未来を占うものであるが故に、女房なりに吉夢を壊さないぎりぎりのところを見定めたブラック・ジョークが、「いかに御股痛くおはしましつらむ」とい



軽口だったのかも知れない。むしろ、そのように読む方が「なまさかしき女房」という設定に相応しい振る舞いではないだろうか。いずれにせよ、夢解きにならない言葉は師輔の「撰政・閔白えしおはしまさずなりにし」その後と結び付け、無理に夢合せの失敗に仕立て上げたのが本話だった。「大鏡」は世継に「荒涼して、心知らざらむ人の前に、夢語りな、この聞かせたまふ人々、しおはしまされそ」と訓戒させるが、もし本話が『大鏡』の手に成るものならば、世継の言葉は教訓を装うギャグでしかない。以上、師輔の夢合わせは善男のそれと同工異曲の類話ではなく、恐らくは善男の夢合わせを下敷きに発想された、夢合わせ失敗譚のパロディとして解すべき可能性を提示し、蕪雑な稿を閉じるとしたい。

### 〔注〕

(1) 平安時代の貴族は夢を宗教的文脈においてのみ捉えたわけではない。倉本一宏『平安貴族の夢分析』（吉川弘文館、二〇〇八年三月）によれば、むしろ、夢を冷静に分析し、自らの都合に合わせて利用することも珍しくない、したたかな人々であった。

(2) 史実としての伴善男は佐渡国郡司の従者などではなく、参議伴国道の五男である（『三代実録』貞観八年（八六六）九月二十二日条）。善男が「佐渡国郡司が従者」とされた

背景については別稿を用意している。

(3) 冷泉天皇は精神状態が不安視され、即位にあたり師輔の兄の実頼が閔白に任じられた。

(4) 師実の子の師通のみ例外的に三十八歳と短命だったが、その子の忠実は八十五歳の長寿を保っている。

(5) 「悪しざまにあわせると、どんな吉夢も違ってくる。『大鏡』の師輔伝に、彼がまだ若かった折、夢に「朱雀門の前に左右の足を東西の大宮にさしやりて、北向きにて内裏を抱きて立てり」と見て、それを人に語ったところ、こざかしい女房がそばにいて、「いかに御股痛うおはしましつらむ」といったので夢はたがいが、撰政閔白にととうなれずに終ったという話を伝えている。『宇治拾遺物語』にも伴大納言のこととして、「西大寺と東大寺とを跨げて立たり」という夢を見て妻にかたつたところ、妻が「その股こそ裂かれんずらめ」と下手にあわせたため、この夢もたがいが、大納言になりはしたが罪を蒙って流されたのだと伝えている」（西郷信綱「補論二 夢あわせ」、「古代人と夢」、平凡社、一九七二年五月。初出は一九七一年）。

(6) 益田勝実「政治力の憧憬（二）（古事談鑑賞 三）」、『国文学 解釈と鑑賞』、一九六五年七月。浅見和彦編『古事談』を読み解く（笠間書院、二〇〇八年七月）に再録。

(7) 追塩千尋「西寺の沿革とその特質」（『中世南都仏教の展開』、吉川弘文館、二〇一一年七月。初出は二〇〇三年）は、

『年中行事秘抄』文殊会の項に見える「西大寺」は「西の大寺」と読み、西寺を指す可能性を指摘する。

(8) 「跨に入る」という表現については、『古事談抄全釈』一三〇—一三二頁(笠間書院、二〇一〇年月三月。稿者執筆)にて触れた。

(9) 佐伯有清『伴善男』七頁、吉川弘文館、一九七〇年六月。

(10) 浅見和彦『伴大納言と佐渡』、『東国文学史序説』、岩波書店、二〇一二年三月。初出は二〇〇七年。

(11) 『大鏡』道長に、道長の息顯信の出家について「高松殿(顯信の母・引用者注)の御夢にこそ、左の方の御髪を、なからより剃り落とさせたまふと御覧じけるを、かくて後にこそ、これ(顯信の出家・引用者注)が見えけるなりけりと思ひさだめて、「違へさせ、祈などをもすべかりけること」と仰せられける」とあるのも、過去の夢が、夢を見た時点での未来を予言したとの理解である。

(12) 本話も善男の一話も、妻がなぜ夫の夢をことさらに凶と判断するのか、その理由を話中に明らかにしないが、『撰津国風土記』逸文に見える本話の同話は、妻の牝鹿が夫の浮気を憎んだため、「乃ち詐り相せ」た、つまり、ことさらに悪夢ととりなしたことになる。

(13) 「未来を神話的にからめ取るわざがすなわち夢あわせである」(西郷(5)前掲論文)。

(14) 『大鏡』にはここまで挙げて三話(師輔・兼家・道長)

の他、「(後二後三条天皇ノ生母トナル禎子内親王ガ)生まれおはしまさむとて、いとかしこき夢想見たまへしなり。

(中略)故女院、この大宮(円融天皇の生母詮子、後一条・後朱雀天皇の生母彰子・引用者注)など孕まれさせたまはむとて見えし、ただ同じさまなる夢にはべりしなり。それにて、よろづ推しはかられさせたまふ御有様なり」(藤原氏物語)と、もう一話、夢合わせが載るが、これも夢から未来を判断するものであり、『大鏡』においても、本稿が問題とする師輔を除く全ての夢合わせが未来を占うものだった。

(15) 将来に言及せずとも、けちがついた時点で吉夢は悪夢に転ずるため、これも夢合わせの一種に属すと見做すことも可能である。しかし、そのように考えるならば、古代における同様の例を提示する必要があるが、稿者はその例を見出せなかった。

(本学准教授)